

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への 水道料金・下水道使用料のお支払い猶予について

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さまにはお見舞いを申し上げます。

横須賀市上下水道局では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化している状況を踏まえ、一時的に水道料金・下水道使用料（以下「水道料金等」という。）のお支払いが困難な事情にあるお客様へ、つぎのとおりお支払いの猶予対象月の延長を行います。

なお、お支払いの猶予により、水道料金等の減額やお支払いの免除になることはありませんので、ご注意ください。

1 対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染者または感染の疑い等により、水道料金等のお支払い手続きが困難な方
- ② 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、収入が減少し水道料金等のお支払いが困難な方

※個人・法人を問いません。

2 猶予の対象期間とお支払い方法

令和2年4月以降の検針分でお客様からのお申し出により最長4か月間が猶予の対象となります。

【奇数月検針地区の例】	1月検針分
猶予後のお支払期限	5月末日
【偶数月検針地区の例】	2月検針分
猶予後のお支払期限	6月末日

※この猶予期間後も、引き続き水道料金等のお支払いが困難なお客さまはお問い合わせください。

お支払い猶予のイメージ

【奇数月検針のイメージ】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
検針	請求	猶予対象期間				
	お申し出	検針	請求			

【偶数月検針のイメージ】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	検針	請求	猶予対象期間			
		お申し出	検針	請求		

※お問い合わせの内容によっては、上下水道局お客様サービスセンターにお越しいただいたうえで、お手続きを行う場合がありますので、ご承知おきください。

※口座振替のお客さまは、納付書払いへの変更となります。お申し出の日によっては、手続きの都合上、口座引き落としとになってしまう場合がありますので、ご承知おきください。

※猶予期間内においても、督促状及び催告書が送付される場合がありますので、ご承知おきください。

3 お問い合わせ先

上下水道局お客様料金サービスセンター

電話番号 046-823-3232

受付時間 (平日) 9:00~17:00

受付場所 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所1号館8階
上下水道局お客様サービスセンター